

令和6年度舟形町町制施行70周年記念  
役場庁舎改修事業  
デザインビルド付帯型設計競技  
(設計・施工一括発注方式)

募集要項

令和6年4月

舟形町

## 1. 趣旨・目的

本事業は、舟形町が町制施行 70 周年を迎えるにあたり、町行政の中心である役場庁舎において、老朽化が目立つ 1 階入口やロビー、廊下部分等の改修工事を行う。

地域の特徴や環境問題等を考慮し、山形県産材を活用しながら、自然豊かで歴史深い舟形町の環境と調和したデザインにより居心地の良い空間を創出するとともに、施設の利便性向上を図ることで、来庁者が気持ちよく利用できるようにすることを目的とする。

## 2. 設計競技の概要

### (1) 設計競技実施の背景、求める解決課題

施設改修にあたっては、デザイン性を考慮するとともに、町民をはじめ多くの来庁者が出入りする場所を含む改修工事のため、できるだけ不便をかけないように工期短縮を図る目的から、設計・施工業務を一括して発注するものとし、デザインビルド付帯型設計競技を実施する。

## 3. 設計競技の内容

### (1) 事業名：令和 6 年度舟形町町制施行 70 周年記念役場庁舎改修事業

### (2) 主催者：舟形町

### (3) 設計競技の仕組み

ア) 事業者は定められた期間内に参加表明と応募書類を舟形町に提出する。

イ) 舟形町は、デザインビルド付帯型設計競技を実施し、事業者の提案を選定委員会によって審査し、優秀と認められる事業者（以下「選定事業者」という。）を選定する。

ウ) 舟形町は、選定事業者が事業に着手する前までに、選定事業者と事業の設計監理委託契約及び工事請負契約を締結し、選定事業者は契約を履行する。

エ) 舟形町は、事業の実施に伴い、工事請負価格を変更する必要があるときは、変更契約を締結する。事業完了後は、完成検査を行った上で当該完成品の引き渡しを受ける。

### (4) 事業内容、対象箇所

本事業において、選定事業者が行う基本的な業務及び対象箇所は次のとおりとする。

#### ア) 設計・工事監理

①施設改修実施設計

②施設改修実施設計工事監理（監理書類作成・品質管理等）

#### イ) 施工

施設改修工事（庁舎入口、風除室等の木質化など）

※設計及び施工の詳細は、「6. 設計及び施工の条件」と「7. 設計及び施工の留意点」を参照すること。

#### ウ) 完成品引き渡し

①完成品引き渡しに関する業務

#### エ) その他

①検査のための資料作成等

②その他、本事業において必要となる業務

オ) 対象箇所

山形県舟形町舟形 263 番地 舟形町役場庁舎内

(5) 費用の負担

本事業において、舟形町が完成品の引き渡しを受けるまでの事業実施に要するすべての費用は、選定事業者が負担する。

(6) 実施設計に係る委託契約額

最優秀提案者 2,090,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(7) 工事請負費提案見積もり上限額

20,900,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### 4. 応募資格

(1) 令和 5・6 年度舟形町入札参加有資格者名簿に登録されており、入札参加申請書提出時点において、建設の登録種目に登録されていること。

(2) 山形県内に主たる事務所を置いていること。

(3) 令和 3 年度以降において、官公庁等発注の元請として、公共施設の改修工事を完成させた実績を有すること。

(4) 一級建築士以上の資格を有する設計技術者を配置できること。

(5) 設計技術者とは別に建設現場における監督者(現場代理人)を配置できること。

(6) 各種税の未納がないこと。

(7) 建設業法による営業停止処分を受けていないこと。

(8) 舟形町及び山形県からの入札参加資格停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。

#### 5. 提案内容、提出書類等

(1) 提案申込書

前述の本設計競技の趣旨・目的等に基づいて提案者の考え方を提示すること。

(2) 提出書類

①参加(提案)者の概要(PDF(又は、PDF に変わるデータに変換)データ)

【様式 1～様式 5-2】

主要業務、同種業務の実績(過去 3 年間に完成した設計業務)、同種工事の実績実績(過去 3 年間に完成した工事)及び当該工事の実施体制など。

②提案内容(紙媒体(正本 1 部、副本 6 部))

「6. 設計及び施工の条件」と「7. 設計及び施工の留意点」をもとに、対象箇所の改修工事の考え方を伝えるものを作成すること。

1) 提案の考え方(自由様式) A 4 1 枚

2) 平面図 A 3

3) 立面図 A 3

4) パース又はスケッチ：着色仕上げ A3

※「提案の考え方」には工期とその考え方も記入すること

※図面には寸法を記入すること

※平面図等の図面を、参考に下記ホームページに掲載

※提案書類を作成するにあたり、必要に応じ直接現場を確認したい場合には、担当が対応させていただくため、事前に下記の連絡先へ電話連絡すること

※平面図、立面図及びパース又はスケッチの枚数については限定しないが、設計の概要を説明できる枚数とすること

※提出書類に提案者が特定できる記述（氏名、会社名、記号等）を入れないこと

(3) 受託希望金額について

提案の内容に基づいて積算した金額をもって記載すること。

## 6. 設計及び施工の条件

(1) 庁舎入口（自動扉、引き戸含む）、風除室（自動扉含む）、ロビー及び庁舎1階執務室前廊下（住民税務課から会計室及び健康福祉課から相談室部分）壁面の木質化等内装改修工事

(2) 風除室における国宝縄文土偶レプリカ5体及びPR物品等展示用スペース設置工事

(3) 風除室における庁舎案内看板の設置替え

(4) 庁舎内における各事務室の課名サイン等の整備

(5) 風除室及びロビーにおけるデジタル掲示板の壁面への取付工事

※風除室及びロビーそれぞれに計2台を設置し、1台は既存のデジタル掲示板を再利用する

(6) ロビーの来庁者用いすの設置替え

(7) 庁舎1階の住民税務課執務室前廊下及び健康福祉課執務室前の壁面における掲示用ボードの設置工事

## 7. 設計及び施工の留意点

提案にあたっては、以下の条件を考慮すること。

(1) 景観との調和に配慮し、山形県産材を活用したデザインとすること。

(2) 施設の使いやすさ、来庁者の居心地の良さを考慮すること。

(3) 施設の安全性と耐久性の確保に配慮すること。

※木質化を実施する箇所については、不燃材の使用要件など、建築基準法等で定める要件を確実にクリアすること

※雪や雨による床のすべりやすさをなくすこと

(4) 維持管理の容易さと費用の低コスト化に配慮すること。

(5) 冬期間の寒さ対策（入口の開閉による冷気の侵入等）を考慮すること。

(6) 工事による庁舎入口の通行止めや工期を必要最小限に留めること。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）に配慮すること。

## 8. 要求事項

本事業において、デザイン性を重視した改修を進めることにした主な目的は、居心地の良い空間を創出し、訪れる町民等が気持ちよく利用することができるようにすることである。そのため、「6. 設計及び施工の条件」と「7. 設計及び施工の留意点」を踏まえた上で、自然環境豊かで歴史深い舟形町らしさをアピールしつつ、町行政の中心である役場庁舎にふさわしい魅力的な提案を希望する。

## 9. 設計競技スケジュール

令和6年4月 1日（月）	公募開始
令和6年4月 2日（火）～4月16日（火）	参加申請書の受付期間
令和6年4月 2日（火）～4月10日（水）	質問書の受付期間
令和6年4月 2日（火）～4月12日（金）	質問書への回答
令和6年4月17日（水）～4月24日（水）	応募（提案内容）受付期間
令和6年4月下旬～5月上旬	一次審査（書類審査）
令和6年5月上旬 ※該当する参加者に別途通知する。	二次審査（プレゼンテーション）
令和6年5月上旬	最優秀提案者（契約資格者）の決定
令和6年5月上旬 （最優秀提案者（契約資格者）決定）以降	最優秀提案者と随意契約を締結
令和6年5月中旬	評価結果の公表

（参考）

- ・ 詳細設計期間（予定）：令和6年5月上旬～5月下旬
- ・ 施工期間（予定）：令和6年6月上旬～8月上旬

## 10. 応募方法

### （1）提出期間

- ① 「参加（提案）者の概要」（様式1～様式5-2）  
令和6年4月2日（火）～4月16日（火）
- ② 「提案内容」（5. 提案内容、提出書類等に記載する書類）  
令和6年4月17日（水）～4月24日（水）

### （2）提出方法

- ① 「参加（提案）者の概要」（様式1～様式5-2）については、PDF（又は、PDFに変わるデータに変換）データにして、下記宛先まで、送信すること。
- ② 「提案内容」（5. 提案内容、提出書類等に記載する書類）については、正本1部、副本6部をいずれも1部ごとにA4フラットファイルに綴じて持参すること。

### （3）提出先

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形 263 番地  
舟形町総務課 宛  
アドレス：[fzaisei@town.funagata.yamagata.jp](mailto:fzaisei@town.funagata.yamagata.jp)

(4) 提出物

「5. 提案内容、提出書類等」に記載の書類。

(5) 応募に必要な経費等について

本設計競技の応募、提案書の提出に関して発生した費用は、すべて当該応募者の負担とする。

## 11. 質問事項の取扱いについて

(1) 受付方法

様式6に記入のうえ、下記提出先に電子メールで送付すること。

(2) 質問提出先

舟形町総務課 宛 アドレス：[fzaisei@town.funagata.yamagata.jp](mailto:fzaisei@town.funagata.yamagata.jp)

(3) 質問受付期間

令和6年4月2日（火）～4月10日（水）

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和6年4月12日（金）までに、舟形町ホームページで公開する。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行うものとする。

(5) 回答しない質問内容について

質問者の個人的な意見や、質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの。

## 12. 審査及び発表

(1) 審査方法

【一次審査】（書類審査）

提案内容をもとに書類審査を行う。

【二次審査】（プレゼンテーション）

選考委員において、一次審査通過者によるプレゼンテーションにて審査を行う。審査日時においては一次審査通過者に連絡するものとする。

なお、応募者が少数の場合は、一次審査と二次審査を同時に行う場合がある。

(2) 審査基準

別紙「事業者評価基準」による。

(3) 審査委員

舟形町長、総務課長、まちづくり課長、住民税務課長、地域整備課長

(4) 審査の結果ふさわしい提案がない場合の取扱い

本事業における審査過程において、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表するものとする。

(5) 発表の時期と方法

①選定結果、選定理由について5月中旬を目途に発表することとする。

②公表については、ホームページ (<https://www.town.funagata.yamagata.jp/>) にて実施する。

### 13. 失格事項

応募者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とするものとする。最優秀作品を決定した後に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの
- (2) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (3) 書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 工事請負費提案見積もり上限額を超える金額で応募した場合
- (5) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

### 14. 落札者の設計・施工

落札者は、提出した技術資料に基づき設計・施工しなければならない。ただし、契約後に生じた新たな課題への対応等、前提条件の変更に伴い、提案内容の一部変更が必要となる場合がある。

この場合、設計に係る費用については原則として変更は行わない（受注者の責によらない前提条件の変更の場合を除く）。

### 15. 注意事項

- (1) 応募提案は未発表かつ自作のものに限る。
- (2) 参加（提案）に伴う提出物は返却しない。
- (3) 設計競技の成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、競争参加者に帰属するものとする。その後、最優秀提案者により詳細設計（基本設計を含む場合がある）を行う場合の成果物の取扱いについては、『建築設計業務委託契約書（国土交通省：2015）』の「条文（A）」に倣うものとする。また、その設計により施工を行う場合、最優秀提案者によるデザイン監理を実施するものとする。

ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他、町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

- (4) 最優秀提案が、第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、決定後であっても、決定を取り消す。また、類似と認められる場合も取り消す場合がある。

なお、これに伴い発生した紛争、損害等については、全て競争参加者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。

- (5) 提案されたデザインが、本募集要項で示した条件に合致した形では実現できないことが明らかになった場合又は提案書に記された内容から費用の増大や質の低下が生じることが明らかになった場合には、それが当該デザインの提案者の責によらないときや軽微なものであるときを除き、それ以降の設計やデザイン監理等の契約を、当該提案者と行わないことができるものとする。

- (6) 応募資格を確認するために証明書等の提出を求める場合がある。
- (7) 最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうちで、審査での評価の高かった提案者から順に契約交渉の相手方とすることがある。
- (8) 本件委託業務に係る契約の締結は、落札後7日以内に行うものとする。
- (9) 本件に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

以上